

# 見積りの不確実性の発生要因等の注記情報充実、検討へ

ASBJ

去る11月29日、企業会計基準委員会は第397回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 基準諮問会議新規テーマ

第34回基準諮問会議（2018年12月1日号（No.1530）情報フラッシュ）で提案された次の注記情報の充実に新規テーマとすることに付いて、審議された。

- ・見積りの不確実性の発生要因
- ・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

委員からは異論はなく、新規テーマとすることを決定した。

## 企業結合会計基準等改正の公開草案に寄せられたコメント

「企業結合に関する会計基準（案）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」に寄せられたコメント対応について、第100回企業結合専門委員会（2018年12月1日号（No.1530）情報フラッシュ）での

検討を踏まえ、審議された。

企業結合契約締結後の将来の特定の事象または取引の結果に依存して対価の一部の返還を受ける場合の条件付取得対価について、IFRS3号27項の補償資産が対価の一部の返還として行われることがある。このような場合、改正案の「将来の業績に依存する条件付取得対価」に該当するかどうか、というコメントが寄せられた。

事務局から、次のようなコメントが寄せられた。

コメント対応案が、示された。

今回の改正内容は、企業結合取引において交付した株式または現金等の資産が企業結合日後に返還される場合の全般的な取扱いを明らかにすることは対象としていないため、補償資産が対価の一部の返還として行われるような取引も対象としていない。

このような取引については、従来から各企業において個別の契約内容等を検討して、会計処理を判断されていると考えられるので、改正後も、同様の対応が行われるものと考えられる。

委員からは、特段の意見は聞かれなかった。

## 会計

### 時価算定基準の適用時期、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る12月3日、企業会計基準委員会は第138回金融商品専門委員会を開催した。

公正価値測定に関するガイダンスおよび開示について検討され、本専門委員会に先立ち11月29日に行われた第397回の親委員会でも、同様のテーマで審議されている。

主な検討事項は次のとおり。

## 金融商品の時価に関する開示

項目  
期首残高から期末残高への調整表の開示について、次のような事務局案が示された。

- (1) 購入、売却、発行および決済額を個々に区別せず純額で開示することも認めることも公開草案で提案し、この点については、明示的に質問項目を設けて広く意見を求める。

## 財務省法人企業統計調査

—平成30年7～9月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は平成30年12月3日に発表した平成30年7～9月期の調査結果の概要です。

回答法人数 23,409社 (19,695社)  
回答率 73.1% (73.0%)  
( ) 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

### ◆売上高(金融業、保険業を除く)

#### 製造業、非製造業ともに増収

売上高は358兆8,846億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は6.0%(前期5.1%)となりました。

業種別にみると、製造業は4.3%(同6.7%)、非製造業は6.6%(同4.5%)となりました。

### ◆経常利益(金融業、保険業を除く)

#### 製造業は減益、非製造業は増益

経常利益は18兆2,847億円で、増加率は2.2%(前期17.9%)となりました。

業種別にみると、製造業は△1.6%(同27.5%)、非製造業は4.6%(同12.4%)となりました。

### ◆設備投資(金融業、保険業を除く)

#### 製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は11兆2,784億円で、増加率は4.5%(前期12.8%)となりました。業種別にみると、製造業は5.1%(同19.8%)、非製造業は、4.2%(同9.2%)となりました。

なお、ソフトウェア投資額は1兆1,377億円で、増加率は26.0%(同0.3%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は10兆1,407億円で、増加率は2.5%(同14.0%)となりました。

### 前年同期比増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	29.7-9	10-12	30.1-3	4-6	7-9	
売上高					(実額)	
全産業	4.8	5.9	3.2	5.1	3,588,846	6.0
製造業	3.9	4.7	1.4	6.7	1,023,474	4.3
非製造業	5.2	6.4	3.9	4.5	2,565,372	6.6
経常利益					(実額)	
全産業	5.5	0.9	0.2	17.9	182,847	2.2
製造業	44.0	2.5	△8.5	27.5	67,205	△1.6
非製造業	△9.5	△0.0	5.0	12.4	115,642	4.6
設備投資					(実額)	
全産業	4.2	4.3	3.4	12.8	112,784	4.5
	(4.3)	(4.7)	(2.1)	(14.0)	(101,407)	(2.5)
製造業	1.4	6.5	2.8	19.8	40,732	5.1
	(1.8)	(6.2)	(2.5)	(21.1)	(37,412)	(3.8)
非製造業	5.9	3.0	3.6	9.2	72,053	4.2
	(5.8)	(3.8)	(1.8)	(10.3)	(63,995)	(1.8)

(注) 設備投資の( )書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めています。そのためには、調査票の早期回収が不可欠ですので、調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。なお、次回平成30年10～12月期の調査票の提出期限は平成31年2月12日、結果の公表は平成31年3月1日の予定です。

(2) 一般的な重要性の適用による場合を除き、表形式によらない説明を認めるための特段の定めは設けない。一般的な重要性の適用により表形式によらない説明が認められるのは、レベル3の金融商品の残高の期首から期末までの変動の大部分が、単一の変動理由によって説明できる場合に限られる。

専門委員からは、「事務局案に賛同しないが、明示的に公開草案で意見を求めるのは賛成」といった意見が聞かれた。

**四半期開示**

四半期開示について、事務局から次のような案が示された。

- (1) 四半期会計基準19項(2)および25項(2)に「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」の一部として、四半期会計基準適用指針80項(3)に単純に付け加えることにより定める。
- (2) 求める開示項目は、「公正価値のレベルごとの残高」とする。ただし、貸借対照表上で時価評価する金融商品についてのみ四半期開示を求める。

専門委員からは、「IAS34号『期中財務報告』と異なる取扱いであり、GAP差異が生じる

のでは」との反対意見があつた一方、四半期開示の簡素化の観点から賛成の意見も聞かれた。

**適用時期・経過措置**

(1) 適用時期

① 事務局提案

事務局からは、2019年上半期中に最終化を目指しており、2020年4月1日以後開始する事業年度から強制適用し、2019年3月31日以後終了する事業年度から早期適用を認めるとする案が示された。

② 親委員会での審議

親委員会の委員からは、「最終化から適用日までの準備期間が短すぎる。システム開発など対応が必要」「一般事業会社も対象となるので、短すぎるのでは」などの反対意見が多く聞かれた。

また、日本公認会計士協会の実務指針公開草案の公表時期についての質問があり、事務局からは「同じタイミングで公表したい。現在協議をしている」との回答があつた。

③ 専門委員会での検討

専門委員からも、準備期間の短さについて反対意見が聞かれた。

(2) 経過措置

① 事務局提案

会計方針の変更に伴う遡及処理について、事務局から次のような提案が示された。

早いもので今年も1年が終わろうとしています。皆様にとつて今年はどうな1年だったでしょうか。そして、どんな出会いがあつたでしょうか。多くの人は1つひとつの出会いを心に刻むことはなく、雑事に紛れて出会った事実すら意識せずに過ごしているかもしれません。

しかし、出会いというものは、どのような人や物であれ、私たちの人生に少なからず影響を及ぼすものです。思い出してみてください。ある人との出会いによって少しでも救われたり勇気づけられたりしたことがありませんでしたか。初心に返るきっかけを与えてくれた人はいませんでしたか。自分の思い込みや囚われから解放してくれた人はいませんでしたか。ある物との出会いによって生活に張りが出たり、リズムが変わったりしたことはいまありませんでしたか。その物を所有することで自信がついたことはありませんでしたか。物との出会いが人との出会いにつながったことはありませんでしたか。こうして私たちは、日々人や物と出会うことで、生活、価値観、内面や外面などに影響を受けています。

筆者は、人や物との出会いすべてに意味があると考えています。その人や物と、その時期に、

その場所で、そのような形で出会ったことは必然であるし、人生にとって意味があることだと考えます。だから、機会があることに「なぜ私はその人や物と出会ったのだろう」と考えるようにしています。特に、「大切に思える人や物」、「今苦手に思う人や物」、「昔出会って今も大切にしている人や物」、「昔出会ったけど疎遠になっっている人や物」の4つについて思いを巡らせます。もちろん正解があるわけではないです。考える



るわけではないです。考えるたびに自分にとっての意味が変わることもあります。それでも意味を見出す作業を大切にしています。

出会いに意味を見出す作業は、自身が歩んできた人生を振り返る機会です。出会いの意味を考えることで、さまざまなことに気づくことができます。たとえば、自分が大切にしている価値観を再認識したり、自分にとっての人生の課題を知った

り、相手の問題ではなく自分が変わらなければならないと反省したりします。そして、何よりもそれらを教えてくれた出会いに感謝の気持ちが湧き起こります。このように、出会いというものは、「自分はどういう人生を送ってきたのか」、「これからどのような人生を送っていくべきか」と問いかけてくれます。

ところで、「出会い」という言葉は、この20年くらいの間に随分汚された印象を持っています。出会い系の存在やネット社会の影響がもたせません。しかし、本来「出会い」は美しい言葉です。そして、私たちの人生に大切なものを問いかけてくれる価値ある言葉です。言葉の意味は移り変わるものですが、「出会い」に関しては本来の意味をかみしめて大切にしていきたいものです。

「その人や物と思いがけず出会うこと」によって得られた感謝の気持ちを携えて、今年も1年を終えられるといいですね。そして、平成の最後を終えたいものです。終わりよければすべてよし。この時期にすべての出会いに感謝の気持ちを持つことで、この1年を、平成という時代を気持ちよく終えたいものですね。

(メンタルクリエイター 江口毅)

# 12月開催のASAF会議での 発言案、検討

ASBJ、ASAF対応専門委

去る11月26日、企業会計基準  
委員会は第78回ASAF対応専  
門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## DP「資本の特徴を有する金 融商品」

DP全体についてのコメント  
として次の文章の追加が提案さ  
れた。

IAS 32号「金融商品」表示  
の適用の課題の多くは、分類の原  
則の不明確さよりも、当該原則を  
適用する会計単位の不確かさか  
ら生じていると考えており、この  
ため、仮に分類結果の変更を限定  
的とするとのDPの方針を採用  
する場合は、会計単位の明確化に  
取り組むことが効果的と考える。

なお、IAS 32号の包括的な  
見直しに見合った規模の資源を  
投入するのであれば、IAS 32号  
の中の不整合を解消してより一  
貫性のある分類を達成するため、  
IAS 32号にとらわれずに、分類  
の基本的な考え方に立ち返って  
請求権の分類を検討すべきと考  
える。その際、よりシンプルで利  
用者の意見に近い代替案として、  
基本的な所有アプローチが考えら  
れるが、IASBが一旦検討した

うえで検討を断念したことを踏  
まえると、これに修正を加えたア  
プローチを出発点とすることが  
考えられる。

## 12月開催のASAF会議

(1) CMAC・GPFへの助言  
IASBの常任諮問グルー  
プである資本市場諮問委員会  
(CMAC)および世界作成者  
フォーラム(GPF)は、11月に  
それぞれ会合を開き、次の論点  
等について議論した。

- ・企業結合が行われた年度にお  
ける既存の開示の的を絞った  
改善
- ・企業結合の事後的な業績に関  
する追加の開示
- ・投資家の分析におけるのれん  
の帳簿価額の使用

これらの論点について、AS  
AFメンバーにアドバイスが求  
められている。  
ASBJ事務局は、次のよう  
な考えを示した。

追加的な開示要求を検討する  
際には、想定される目的を達成す  
る情報を提供することの実行可

能性と、作成者のコストに対する  
慎重な分析が必要である。  
また、企業結合の事後的な業  
績に関する情報について、IAS  
Bスタッフによって検討されて  
いる開示は、取得した事業の将来  
の業績に関する予測または仮定  
に関する情報を含むものである  
から、財務諸表の注記として開示  
されるべき事項であるのか検討  
すべき。

(2) のれんの償却  
12月開催のASAF会議で、  
のれんおよび減損のリサーチプ  
ロジェクトが取り上げられるた  
め、これに関するASBJ事務  
局の発言案について検討した。  
のれん償却の再導入に関して  
は、次の質問事項が寄せられて  
いる。

- ① 取得したのれんの事後的な  
会計処理の目的は、その帳簿価  
額について、企業結合からの便  
益が費消されるにつれてゼロ  
まで減少させることであるとの  
考えに賛成するか
- ② のれんの帳簿価額の一部に  
ついて、自己創設のれんが反映  
される場合、当初に取得したの  
れんだけが反映される場合と  
比べて意思決定有用性が損な  
われるか
- ③ のれんの帳簿価額をゼロま  
で減少させるという目的を達

(1) IFRS 13号の取扱いと同  
様に、時価の定義の変更による  
影響は遡及適用しない(影響は  
当期に反映することとなる)。

(2) その他有価証券の月中平均  
による時価評価と減損処理、お  
よび時価を把握することが極  
めて困難と認められる有価証  
券の会計処理の会計方針の変  
更については、原則どおり遡及  
適用を求める。ただし、(1)の時  
価の定義の変更による影響と  
不可分である場合は、遡及適用  
しないことを認める。

(3) 開示において、適用開始前  
の期間についての比較情報は不  
要とする。

## ② 親委員会での審議

親委員会の委員からは、「(1)は  
遡及すべき。時価を遡及して判  
断するのは難しいので、期首残  
高から適用する形はどうか」と  
いう意見が出された。

③ 専門委員会での検討  
専門委員からは、事務局案へ  
の賛成意見が聞かれたが、親委  
員会での意見への賛意も聞かれ  
た。

## 実務指針の文案検討

事務局から、日本公認会計士  
協会の「金融商品会計に関する  
実務指針」の改正文案が示され、  
検討された。

「時価を把握することが極め

て困難と認められる株式」を「非  
上場株式」とするとともに、今  
回の基準開発により「時価を把  
握することが極めて困難と認め  
られる」株式や債券が想定され  
ないため、この文言が使われて  
いるいくつかの規定が削除され  
ている。

## ② 親委員会での審議

委員からは、「時価を把握す  
ることが極めて困難と認められ  
る」ものが想定されないといつ  
ても、削除すべきではないので  
は」という意見があがった。

## ③ 専門委員会での検討

今回の基準開発は、時価を算  
定する際のガイダンスであり、そ  
の範囲を変更するものではない  
という事務局の説明があった。

専門委員からは、「事務局案に  
賛成。「非上場株式等」にするな  
ど、実務的に幅を持たせる文面  
にしてはどうか」という意見に  
対して、事務局からは「等」を  
付ける場合、想定する範囲に収  
まらないかもしれない。一方、  
ある程度例示的に書き込むと、  
それ以外のものが対象外となる  
との誤解を生む可能性もある」  
との回答があった。

また、「結論の背景に、改訂の  
経緯や、コメント募集が終了し  
た『金融商品会計基準』の改正に  
ついての意見募集」での基準改  
正とは別である旨を明記すべき  
では」との意見もあった。

「時価を把握することが極め

成するうえで、のれんを償却することが最善の方法であると考えられるか

これらの①～③の質問事項に関して、ASBJ事務局は次のような発言案を示した。

- (i) 表現に違和感がある。取得したのれんは最終的にはゼロになると考えており、帳簿価額をゼロまで減少させることそれ自体が目的ではない
- (ii) 自己創設のれんの認識を禁止するIAS38号における原

則は、会計基準を支える基本的な考えであり、当該原則を遵守することが重要である

- (iii) 取得したのれんの価値減少について、償却を通じて各報告期間の純損益に反映させることで、利用者に対して企業結合後の企業の業績に関する有用な情報を提供することから、③を支持する

専門委員からは、ASBJ事務局の考え方におおむね賛成する意見が多く聞かれた。

スタッフは次のような提案をした。

質的または金額的、あるいはその両方において重要な取引その他の事象または状況に関連するすべての会計方針は、重要な取引その他の事象または状況に関連するということだけでは重要であるとは限らないことを明確にすること

14名のIASBメンバーのうち、1名を除いた13名が賛成し、暫定決定された。

**事務局の気付事項**

ASBJ事務局は、この提案に関して、次の考えを示した。

企業がどのような会計方針を開示すべきかに関して、IAS1号におけるガイダンスが不十分と考えており、ガイダンスおよび設例を開発することに賛成する。ただし、ガイダンスを開発するのであれば強制力を持たせるべきであり、強制力のない重要性に関する実務記述書に含めることには反対する。

作成者側の委員からは、「ガイダンス案が概念的・抽象的であり、かきにくい」等の意見が上がった。

会計

## 会計方針の開示に関するガイダンスおよび設例の開発、検討

IASBJ、ディスクロージャー専門委員会

去る11月26日、企業会計基準委員会は第18回ディスクロージャー専門委員会を開催した。今回は、10月のIASBボールド会議における「会計方針の開示に関するガイダンスおよび設例の開発」に関する議論等が紹介された。

このため、2017年3月に開示原則DPを公表したが、会計方針のカテゴリー区分への支持は得られなかった。

これを受けて、2018年7月のボールド会議でIFRS実務記述書2号「重要性の判断の行使」に含めるガイダンスおよび設例を開発することを暫定決定した。

**議論の背景**

IAS1号17項では、企業に対して重要な会計方針を開示することを求めている。この要求事項に対して、どの会計方針が重要なのか、どの会計方針を開

**スタッフ提案**

これを受けて、IASBS

## 経理用語の豆知識



**四半期での減価償却費の算定**

固定資産の年度中の取得、売却または除却等の見積りを考慮した予算を策定している場合には、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法により、四半期会計期間または期首からの累計期間の減価償却費として計上することができる。ただし、期中に取得、売却または除却する固定資産の減価償却費に重要性がある場合には、その部分について適切に反映するよう当該期間按分額を調整するものとする。その理由として、①重要性の乏しい固定資産の増減まで考慮して四半期財務諸表を作成するのは煩雑であること、②証券取引所における四半期開示の状況を踏まえると実績と大きく乖離しなければそのような取扱いも認められる、ことがあげられる。

減価償却の方法として定率法を採用している場合には、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により、四半期会計期間または期首からの累計期間の減価償却費として計上することができる。

**会計方針の変更と遡及適用**



会計方針の変更に関する原則的な取扱いは、①会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合は、特定の経過的な取扱いが定められていない場合には新たな会計方針を過去のすべてに遡及適用する。定められている場合はその経過的な取扱いに従う。②①以外の正当な理由による会計方針の変更の場合は、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。

しかし、遡及適用が実務上不可能な場合、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することはできるものの、表示期間のいずれかにおいて、当該期間に与える影響額を算定することが実務上不可能な場合には、遡及適用が実行可能な最も古い期間の期首時点で累積的影響額を算定し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。また、当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年11月30日	内閣府令第54号 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等	金融庁	企業会計審議会において、「監査上の主要な検討事項」の記載を求める等の監査基準が改訂されたことを受け、監査証明府令ならびに開示府令および監査証明府令ガイドラインについて所要の改正を行うもの。なお、パブリックコメントに対する金融庁の考えは以下を参照。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130.html">https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130.html</a>	—
2018年12月3日	企業不祥事の防止と監査役等の取組—最近の企業不祥事案の分析とアンケート結果を踏まえて—	日本監査役協会	企業不祥事の原因、再発防止策ならびに監査役等の取組みにつき調査および分析を行い、アンケート結果などとあわせて企業や監査役の留意点をまとめたもの。 <a href="http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-437.html">http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-437.html</a>	—

金融

## アメリカの利上げは来年半ばまでか

アメリカの長期金利が急速に低下傾向をみせている。月末11の10年債利回りは3%台を割り込み、2.98%まで低下した。市場が注目しているのは、中立金利と実際の市場金利をめぐるパウエル米FRB議長の発言だ。中立金利とは、景気に対して引縮方向にも緩和方向にも働かない短期の金利水準を指す。市場の実質金利がこの水準を上回れば、景気抑制方向に、逆に下回れば景気刺激方向に働くことになる。

ただ中立金利の具体的な水準にコンセンサスはなないものの、FRBは中立金利を3%とみている。問題はFRBやパウエル議長が、実質金利と中立金利との乖離幅をどうみているかにある。

これに関して、パウエル議長は10月に「距離がある」と発言していたものの、11月28日には「わずかに下回る」と10月とはまったく異なるニュアンスで発言している。市場はこの発言を受けてFRBによる利上げの打ち止めが近いとの観測が生じ、株式市場では株価が上昇し、債券市場では利回りが低下した。現在の政策金利は、年2.0〜2.25%なので、0.25%ずつ引き上げても3回で上限は3%に到達する。

もちろん、これは1つの見方で、中立金利の水準が異なれば、あるいは政策金利決定に中立金利水準を重視しなければ意味をなさない。ただ少なくとも「わずかに下回る」というのは、これまでのように来年も年4回の利上げが行われるとの見方を後退させるには十分な発言だ。

また、FRBのデュアルマンデートである物価水準と雇用については利上げを思いとどまらせるようなデータにはなっていない。トランプ米大統領の利上げ牽制発言はあるものの、市場ではこの影響は重視されていない。その他現時点で明確なのは、原油価格の10月以降の下落傾向が収まる気配がないうえに、米中間の貿易摩擦の行方も不透明で、アメリカ経済に対するマイナスの影響が懸念され始めていることだ。12月のFOMCでは、この点が声明文と議長発言において注目される。

米中貿易摩擦の深刻さが認識されるにつれ、今度は米中和解のわずかな動きにも米株式市場は大きく反応するようになった。この背景には米市場には投資待機資金が豊富で、株買いのチャンスを探っていることもある。その資金はFRBの継続的な政策金利の引上げによって新興国から還流してきたものも多い。そして、米景気が堅調で、企業収益も高水準であるため、リスクが少しでも薄らぐと、投資家は株買いに打って出る。この結果、米国経済は貿易摩擦の主役であり、打撃も大きいのに、米株価の相対的な強さが目立つ。

これに対し、中国株価は今年、主要国では最も劣悪な結果で終わろうとしている。平均株価は現状、前年同期を20%以上も下回った水準にある。貿易摩擦によつて景気が徐々に落ち込んできた、企業収益が悪化しつつある、という状況を素直に反映しているといえる。

アメリカの貿易摩擦の仕掛けに対し、強硬な対抗姿勢をみせてきた中国政府だが、つい最近はやや軟化の兆しがかがえる。やはり、強気一貫では失うものが大き過ぎることを悟ったのだろうか。そうすると、米中の妥協が案外うまくいくことも考えられるだろう。

## 米中貿易摩擦

証券

2018年もあと少しとなった。今年の世界の株価は年初高から年央に調整、その後持ち直しへ、というのが大まかな見取り図であるが、正確には後半は一進一退といえよう。その結果、12月始めの平均株価が前年同期を上回っている主要国は、アメリカ、インド、ブラジルにとどまる。日本を始めほとんどの国の株価は沈んだ状態にある。

こうした株価の不調は、いうまでもなくトランプ大統領の強引な政策、トランプ・リスクが表面化したためである。焦点は

米中貿易摩擦であるが、米中の株価推移をみると、摩擦の打撃は仕掛けたアメリカよりも仕掛けられた中国のほうが大きいとみられているようだ。中国経済の貿易依存度の高さが突出しているからだろう。

アメリカでも自動車産業が輸入部品の価格高騰で、国内生産を縮小し、海外立地を増やす動きに出て、雇用重視の大統領の神経を逆なでしている。しかし、輸入関税引上げ政策からすると、当然予想された結果である。

米中貿易摩擦の深刻さが認識されるにつれ、今度は米中和解のわずかな動きにも米株式市場は大きく反応するようになった。この背景には米市場には投資待機資金が豊富で、株買いのチャンスを探っていることもある。その資金はFRBの継続的な政策金利の引上げによって新興国から還流してきたものも多い。そして、米景気が堅調で、企業収益も高水準であるため、リスクが少しでも薄らぐと、投資家は株買いに打って出る。この結果、米国経済は貿易摩擦の主役であり、打撃も大きいのに、米株価の相対的な強さが目立つ。

これに対し、中国株価は今年、主要国では最も劣悪な結果で終わろうとしている。平均株価は現状、前年同期を20%以上も下回った水準にある。貿易摩擦によつて景気が徐々に落ち込んできた、企業収益が悪化しつつある、という状況を素直に反映しているといえる。

アメリカの貿易摩擦の仕掛けに対し、強硬な対抗姿勢をみせてきた中国政府だが、つい最近はやや軟化の兆しがかがえる。やはり、強気一貫では失うものが大き過ぎることを悟ったのだろうか。そうすると、米中の妥協が案外うまくいくことも考えられるだろう。

アメリカの貿易摩擦の仕掛けに対し、強硬な対抗姿勢をみせてきた中国政府だが、つい最近はやや軟化の兆しがかがえる。やはり、強気一貫では失うものが大き過ぎることを悟ったのだろうか。そうすると、米中の妥協が案外うまくいくことも考えられるだろう。